

全国小学校英語教育実践研究会 規約

平成16年12月 9日制定
平成21年 1月30日改定
平成29年 2月 4日改定
平成29年12月 9日改定
平成30年 6月 9日改定
令和 2年 5月 1日改定

第1条（名称）

本会は、全国小学校英語教育実践研究会と称する。

第2条（本部）

本会は、本部を会長の所属する学校内に置く。

第3条（目的）

本会は、学校関係者をはじめ、我が国における小学校英語教育に関わる者相互の連携を密にし、小学校英語教育と中学校英語教育の効果的な接続を図りながら、我が国の小学校英語教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員間の連絡協調に関すること。
- （2）研究会、講習会、講演等の開催。
- （3）英語教育に関する資料の収集、調査及び統計の作成頒布。
- （4）その他必要な事項。

第5条（会員及び組織）

本会は、学校の教職員・管理職、教育委員会事務局職員等、小学校英語教育に関わる者をもって組織する。本会は、その目的を達成するために必要な執行機関を設ける。会員の任期は単年度とし、更新は年度毎に行う。

第6条（役員等）

本会は次の役員及び監査、顧問、参与をおく。

会長 1名
副会長 若干名
常任理事 若干名
理事 若干名
監査 2名
顧問 若干名
参与 若干名

- （1）会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行すると共に、本会目標達成のために必要な事業を推進する。
- （3）常任理事は本会の常務を行う。
- （4）理事は会務を審議し本会の運営に当たる。
- （5）監査は本会の財務を監査する。

第7条 (役員等の選出)

会長及び監査は理事会で選出する。副会長、常任理事、理事、顧問、参与は必要に応じて会長が推薦し、理事会で承認する。

第8条 (会議)

本会の会議は、総会、常任理事会、理事会とする。

- (1) 総会は会員の参加により年1回以上開催し、本会の運営方針、予算、決算、会則等を議決する。
- (2) 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、会務の企画、緊急事項等処理する。
- (3) 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事等をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、総会に提案する事項並びに会務について審議すると共に、会務を処理する。

第9条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、重任しても差し支えない。任期途中で退任等欠員が生じて補充された者の任期は、前任者の残存期間とする。

第10条 (事務局)

本会は、会長の判断により適切な場所に事務局を置くことができる。事務局は会長が委嘱し、事務をつかさどる。

第11条 (研究大会)

本会は、毎年1回研究大会(全国大会)を開催する。研究大会は開催地にて実行委員会を組織し、運営に当たる。

第12条 (会計)

本会の経費は、会費、及びその他の収入を以て当てる。会費は各加盟団体年額10,000円とする。個人会員の会費は年額2,000円とする。研究大会の運営は、全国小学校英語教育実践研究会からの研究大会開催準備金及び研究大会参加費等で賄う。

第13条 (会計年度)

本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 (予算決算)

本会の予算及び決算は総会場で承認を得ることを要する。

雑則

- (1) 本規約は総会場で決議を経なければ変更することはできない。
- (2) 本会の運営に必要な内規は、理事会において定める。

附則

(1) 会の名称を平成30年8月30日より「全国小学校英語活動実践研究会」から「全国小学校英語教育実践研究会」に変更する。